

平成二十年十月十六日提出
質問第一二四号

後期高齢者医療制度見直しについての舛添私案に関する質問主意書

提出者
山井和則

後期高齢者医療制度見直しについての舛添私案に関する質問主意書

一 後期高齢者医療制度の見直しについて、舛添大臣は「制度の根幹は変えない」と発言されている。根幹を変えないということは、独立型の医療制度は変えないということか。それとも独立型をやめて、年齢リスク構造調整型に変える可能性もあるのか。

二 後期高齢者医療制度を廃止した場合、保険料が上がるのは世帯でなく、個人で計算すれば、七五歳以上の高齢者のうちおおよそ何%か。後期高齢者医療制度を廃止した場合、七五歳以上の高齢者が支払う保険料総額は増えるのか、減るのか。おおよそいくらからいくらに変化するのか。

三 後期高齢者医療制度見直しの舛添私案は、政府の見直し案か。舛添私案が政府の見直し案でないならば、後期高齢者医療制度に係る政府の見直し案は、どのような案か。

四 現在、政府の見直し案がないとすれば、いつ政府の見直し案が国民に明らかにされるのか。

五 総選挙までに、政府は後期高齢者医療制度の見直し案を国民に提示する予定はあるか。

六 政府は今年の年末までに後期高齢者医療制度の見直し案を国民に明らかにする予定はあるか。

七 舛添私案のマンガについてお伺いする。県民健康保険についてのマンガの吹き出しの中に、保険料も割

引と書いてあるが、政府は後期高齢者医療制度の見直しについて、保険料を今以上に軽減することをすでに決めたのか。もし決めていないのであれば、政府が決めてもいない内容の資料を配布することは国民に誤解を与えるのではないか。

八 舛添私案についてのマンガを見ると、見直し後のイメージは、七五歳以上と七四歳以下が同じバスになっており、後期高齢者を対象とした独立型の医療保険は廃止すると理解できるが、この理解は正しいか。

九 もし、独立型の医療保険を廃止しないのであれば、舛添私案の見直し後のイメージのマンガが、七五歳以上も七四歳以下も同じバスに乗っているのは虚偽のマンガであると思われるがいかがか。

十 舛添大臣は後期高齢者医療制度について、「制度の根幹は変えない」と発言しながら、七五歳で区切るという制度の根幹をあたかも変えたかのようなマンガ、つまり、発言内容と異なるマンガを配布するのは問題ではないのか。

十一 舛添私案という政治家舛添要一議員個人の案ではなく、厚生労働大臣舛添要一としての後期高齢者医療制度の見直し案はどのような内容か。舛添私案とは同じなのか、違うのか。

右質問する。